

登録有形民俗文化財の制度について

1 民俗文化財とは

民俗文化財とは、それぞれの地域に根ざした衣食住・生業・信仰・年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋、その他の物件など、人々が日常生活の中で生み出し、継承してきた有形・無形の伝承で人々の生活の推移を理解する上で欠くことのできないものです。

国は、有形、無形の民俗文化財のうち、特に重要なものを「重要有形民俗文化財」及び「重要無形民俗文化財」に指定し、その保存と継承を図っています。また、重要有形民俗文化財以外の有形の民俗文化財のうち、保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを「登録有形民俗文化財」に登録しています。その他、重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち、特に必要のあるものを「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」に選択しています。

2 登録文化財の制度

平成 8 年の文化財保護法改正により、従来の指定制度を補完する新しい保護手法として導入されたのが登録文化財の制度です。国と地方公共団体により指定されたもの以外の文化財を対象としています。保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを幅広く登録して、届出制と指導、助言、勧告を基本とするゆるやかな保護措置を講じることにより、所有者の自主的な保護を期待する制度です。

当初は有形文化財の建造物のみが対象とされましたが、平成 17 年 4 月の文化財保護法改正で、建造物以外の有形文化財、有形民俗文化財、記念物にも登録制度が拡充されました。

3 県内の登録有形民俗文化財

名称	所在地	員数	所有者等
おおにゅう はなまつりようぐ 大入の花祭用具及び関連資料	北設楽郡東栄町	1 件	東栄町